

提供日 2022/03/07
タイトル 「違法・不適切な開発行為や土地利用・形質変更への対処」及び「健全な水循環の保全」のための体制の構築について
担当 暮らし・環境部 環境局廃棄物リサイクル課、水利用課、交通基盤部 都市局土地対策課
連絡先
TEL 054-221-3328(廃棄物リサイクル課)、054-221-2304(水利用課)、054-221-2223(土地対策課)



「違法・不適切な開発行為や土地利用・形質変更への対処」 及び「健全な水循環の保全」のための体制を構築します。

1 概要

静岡県は、不適切な土地の形質変更等による「災害の発生の防止」や水源保全地域や河川上流域周辺での開発行為等による「健全な水循環の保全への影響の回避」を図り、住民の生命・財産の保全、県民生活の安全・安心・安定の向上及び経済社会の発展に寄与するため、以下の施策を実施する。

(1)違法・不適切な開発行為や土地利用・形質変更への対処及び健全な水循環の保全のための「体制の構築」

- 1) 通報・監視体制の構築
 - ・盛土110番の設置
 - ・県盛土対策課及び盛土監視機動班の設置
- 2) 静岡県水循環保全本部の設置
- 3) (仮称)静岡県土地利用対策会議の設置
- 4) 土地利用情報システム(仮称)の構築

(2)静岡県水循環保全条例の制定

(3)静岡県盛土等の規制に関する条例の制定

2 現在の状況

(1)条例

- ・2つの条例については、市町の意見、パブリックコメント等を参考にし、条例の内容を一部変更し、議会において審議中。
- ・条例の規則等については、現在、パブリックコメントを実施中(3月17日まで)。パブリックコメント、議会の審議を踏まえ、条例の施行日までに規則を制定。
- ・条例が議会で議決されれば、2022年7月1日施行予定。

(2)全体体制

- ・「通報・監視体制」については、2つの条例の施行日(2022年7月1日を予定)から運用を開始。
- ・「静岡県水循環保全本部」については、水循環保全条例の施行日に設置。
- ・「(仮称)静岡県土地利用対策会議」については、条例の公布以降、準備会合を開催。市町等と意見交換を行いつつ、2022年7月1日以降に設置予定。
- ・(仮称)土地利用情報システムについては、現在システムの構成について検討中。できるだけ早い運用開始を目指す。